

埼玉県衛生研究所報編集委員会設置要綱（平成30年4月1日改正）

1 設置

埼玉県衛生研究所報の編集を行うために、所内に編集委員会を設置する。

2 構成

編集委員会の構成は、次の規定による。

- (1) 編集委員会の委員長は、地域保健企画室長とする。
- (2) 編集委員は、委員長が職員の中から指名して構成する。委員の任期は、当該年度とする。

3 会議

編集委員会は、委員長の招集によって開催される。

4 事務

編集委員会は、所報に係る次の事項を審議し、実務を行う。

- (1) 所報の企画、編集、発行の方針に関すること。
- (2) 投稿規定の制定、改廃に関すること。
- (3) 調査研究、資料等の原稿の募集、受付け、査読審査に関すること。
- (4) 原稿掲載の可否（図・表を含めた原稿の訂正等の指示を含む。）に関すること。
- (5) 校正方法等の取扱い、その他発行に関すること。

5 事務局

編集委員会の事務局を企画・地域保健担当に置く。事務局は、所報の発行に係る事務処理を行う。

6 補則

この規定に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。